

2020 年度 高等学校等就学支援金について

家計の状況に応じ、最大で月額 30,000 円（年額 360,000 円）が支給されます。

（授業料が 30,000 円のため）

授業料として学校が生徒本人に代わって受領するため、直接保護者に支払われるものはありません。

世帯収入（目安） （保護者等の道府県民税所得割と市町村民 税所得割の合算で判定）	支 給 額
270 万円未満（非課税）	月額 30,000 円 （年額） 360,000 円
270 万～590 万円未満	月額 30,000 円 （年額） 360,000 円
590 万～910 万円未満	月額 9,900 円 （年額） 118,800 円
910 万円以上	所得制限により支給無し

※支給金額は授業料額が上限となります